

# 福岡医療短期大学障害学生支援規則

## (目的)

第1条 この規則は、障害者基本法ならびに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、福岡医療短期大学（以下「本学」という。）における障害学生支援に必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規則において、「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、慢性疾患、その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

2 合理的配慮とは、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、社会的障壁の除去のために行う必要かつ適当な変更および調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度な負担を課さないものをいう。

3 前項の「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

## (責務)

第3条 学長は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障害学生支援を推進する責務を有する。

2 本学教職員は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害してはならない。

3 障害のある学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、合理的配慮を提供しなければならない。

## (委員会)

第4条 障害のある学生のための支援に関する重要事項を審議するため、学務・FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は別に定める。

## (障害学生支援相談員)

第5条 障害学生支援の実施および合理的配慮の提供が円滑に行われるよう、本学に障害学生支援相談員を置くことができる。

2 障害学生支援相談員は、専門的知見を有する教職員から委員会の議を経て、学長が任命する。

## (支援の申し出)

第6条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

2 支援の申し出は、障害のある学生本人が書面で福岡医療短期大学事務課（以下「事務課」という。）に申し出ることとし、委員会、学校医、障害学生支援相談員、障害のある学生が所属する学年の担任等は連携し、学生の就学上のニーズと意思について十分な聴取を行う。

3 学長は、支援を申し出た学生に、障害の内容等の確認に関する必要な書類の提出を求めることができる。

(支援計画の策定と合意形成)

第7条 委員会は、学生からの支援の申し出に対し、その就学上のニーズと意思を十分尊重した上で、合理的配慮の提供のための支援計画を学長の承認を得て策定する。

2 委員会は、策定した支援計画について、当該学生に対し十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解および合意の形成を図り、当該学生の合意を得て決定する。

3 委員会は、申し出のあった支援について、合理的配慮に相当するか否かの判断を、次に掲げる要素を考慮し、個別の事案ごとに客観的・総合的に行うものとし、合理的配慮に相当しないと判断される場合は、当該学生にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

- (1) 就学に関わる本質的な変更を伴うか否か
  - (2) 体制面、財政面における影響の程度
  - (3) 本学の本来業務に付随する内容であるか否か
- (不服申し立て)

第8条 障害のある学生は、合理的配慮の提供に対し不服がある場合は、委員会に不服申し立てを行うことができる。

(支援の実施)

第9条 教職員は、決定された支援計画に基づき、具体的な支援を実施しなければならない。

2 事務課は、具体的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、障害のある学生からの相談に的確に応じ、具体的支援の課題の解決に努める。

3 支援計画は、障害の状態や環境の変化等に応じて適時見直しを行い、変更が必要なときは第7条の手続きにより変更することができる。

(支援に係る事務)

第10条 具体的支援に係る事務は、事務課において処理する。

(秘密保持義務)

第11条 障害学生支援に従事する者または具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障害のある学生および障害学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(この規則に違反した場合の措置)

第12条 この規則に違反する行為があったと思料されるときは、委員会は、調査を行い、調査の結果、その事実が認められる場合は、本学は当該行為を行った者に対して必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規則は、令和5年8月8日から施行する。